

望月社会保険労務士事務所  
代表・特定社会保険労務士 望月 正也

e-mail [info@mo-mochizuki.com](mailto:info@mo-mochizuki.com)  
tel 029-875-4326 fax 029-875-4371  
URL <https://www.mo-mochizuki.com>

今年の4月から開催されている大阪万博ですが、前評判が良くなかったにも拘わらず蓋を開けあたり大盛況で、なかなかお目当てのパビリオンの見学が出来ないという人も多いようです。私の周りでは、今回の大阪万博に行ったという人は誰もいませんが、関西の方は当然大きな盛り上がりなのでしょうね。私は、1970年（昭和45年）に開催された万博に当時小学生低学年で家族で行った記憶がありますが、あれ以来万博と聞くと当時のとんでもない人混みが思い出されて行く気が起きません。でも、今の時代は当時とは全く違うでしょうから、子供達には万博で沢山の楽しい思い出を作って欲しいものです。

## 長時間労働が疑われる事業場に対する令和6年度の監督指導結果

厚生労働省から、令和6年度（令和6年4月～令和7年3月）に長時間労働が疑われる事業場に対して労働基準監督署が実施した監督指導の結果が、監督指導事例等とともに7月30日に公表されました。

この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象としています。

結果のポイントは下記のとおりです。

1. 監督指導の実施事業場：26, 512事業場  
26, 512事業場に対し監督指導を実施し、21, 495事業場（81.1%）で労働基準関係法令違反が認められた。  
業種別に見ると、下記の順になっています。
 

1位	商	業	：5, 886事業場	（22.2%）			
2位	製	造	業	：4, 446事業場	（16.8%）		
3位	接客	娯	楽	業	：2, 901事業場	（10.9%）	
4位	保健	衛	生	業	：2, 858事業場	（10.8%）	
5位	運	輸	交	通	業	：2, 458事業場	（9.3%）
6位	建	設	業	：1, 923事業場	（7.3%）		
7位	そ	の	他	：3, 264事業場	（12.3%）		
2. 主な違反内容（1.のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場）
  - ① 違法な時間外労働があったもの：11, 230事業場（42.4%）  
うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が月80時間を超えるもの：5, 464事業場（58.7%）  
うち、月100時間を超えるもの：3, 191事業場（28.4%）  
うち、月150時間を超えるもの：653事業場（5.8%）  
うち、月200時間を超えるもの：124事業場（1.1%）
  - ② 賃金不払残業があったもの：2, 118事業場（8.0%）
  - ③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：5, 691事業場（21.5%）
3. 主な健康障害防止に関する指導の状況（1.のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場）
  - ① 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの：12, 890事業場（48.6%）
  - ① 労働時間の把握が不適正なため指導したもの：4, 016事業場（15.1%）

厚生労働省では、今後も長時間労働の是正に向けた取組みを積極的に行うとともに、今年11月の「過重労働解消キャンペーン」期間中に重点的な監督指導を行うと発表しています。会社にとっては、従業員の労働時間の管理は勿論、健康管理も重要です。

【厚生労働省「長時間労働が疑われる事業場に対する令和6年度の監督指導結果を公表します」】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_59983.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_59983.html)